

○近江八幡市立図書館の資料の弁償に関する取扱要綱

平成26年6月1日

教委告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成22年教育委員会規則第24号。以下「規則」という。）第5条に規定する損害の弁償のうち、利用者による近江八幡市立図書館（以下「図書館」という。）の資料の汚損、破損又は紛失に対する損害の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法等)

第2条 近江八幡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の利用者が資料を汚損、破損又は紛失した場合は、当該利用者に対し図書館資料事故届（別記様式第1号）を提出させるものとする。

2 教育委員会は、前項の届出により資料の弁償が必要と認められる場合は、当該利用者に対して弁償通知書（別記様式第2号）により弁償を求めるものとする。

3 資料の汚破損等による弁償を要する基準は、別表に定めるとおりとする。

4 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、教育委員会が指定する資料の代納により弁償するものとし、当該資料の代納による弁償が困難な場合は、教育委員会が定める現物に相当する代価により弁償するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、ビデオテープ等の視聴覚資料を弁償する場合は、購入当時の金額をもとに経年による画像の劣化を考慮した教育委員会が定める額を弁償するものとする。この場合において、弁償額の上限は、3,000円とする。

(令3教委告示18・一部改正)

(弁償の免除)

第3条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、資料の汚損、破損又は紛失の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、損害の弁償を免除することができる。

(1) 規則第10条の規定により団体貸出登録をしている団体に貸出した場合で、

資料が汚損、破損又は紛失したことがやむを得ない理由によるものと教育委員会
が認める場合

(2) 天災、火災等により、貸出資料が汚損、破損又は紛失したことがやむを得ない理由によるものと教育委員会が認める場合

(3) 視聴覚機器等による通常の使用時において、視聴覚資料を汚損し、又は破損した場合

(4) 盗難による紛失のうち、警察に盗難届を提出し、利用者の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと教育委員会が認める場合

2 損害の弁償の免除を受けようとする者は、弁償免除申請書（別記様式第3号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（平30教委告示23・令3教委告示18・一部改正）

（貸出の制限）

第4条 教育委員会は、第2条第2項の規定による弁償を求めたにもかかわらず、弁償通知書による通知をした日から30日又は弁償金の納付期限を経過してもその弁償に応じない利用者に対して、図書館の資料の貸出しを制限することができる。

（令3教委告示18・一部改正）

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則（平成30年教委告示第23号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和3年教委告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

（令3教委告示18・追加）

弁償を要する基準

対象	状態
水濡れ	1 色がついたもの又は変色したもの

	2 水濡れが本文又は絵にかかっているもの 3 波打ち、歪み等形状が変わったもの 4 カビの生えたもの 5 返却時に全体的に濡れているもの 6 濡れて乾いた後、ページが接着したもの
汚れ、染み、食べかす等	1 血液、食べこぼし、ペットの糞尿等の衛生上問題があるもの 2 汚れが本文又は絵にかかっているもの 3 本文又は絵にかかっていなくても、汚れが複数ページ又は複数箇所にあふもの 4 汚れ又は染みによるページの密着等形状が変わってしまったもの
書き込み（落書き、線引き、○印等）	1 消すことができないもの 2 消すことができた場合でも、書き込み跡が残り、利用上支障がでるもの 3 消すことにより、絵又は写真等の印刷部分が退色又は汚れが出たもの
ページ破れ（破れた部分が残っている場合）	1 修理しても利用上支障があるもの 2 破れが複数ページ又は複数箇所にあふもの 3 広範囲にわたってセロハンテープ等の跡が残るもの
ページの一部欠落（部分的な切り取りの場合）	本文、挿絵、図等の一部が欠落し、破れた部分を紛失した場合
ページの全体欠落	切り取り、破れ等によりページが無いもの（目次奥付ページの欠落の場合を含む。）
噛み跡	1 ペット又は人が噛んだため噛み跡傷が生じたもの 2 ペット又は人が噛んだため資料が破損したもの
異物の挟み込み	1 挟み込まれている異物を取り除けない場合

	2 挟み込まれている異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っているもの 3 べたつきによりページの開閉に支障があるもの 4 毛髪等の衛生上問題のあるものが複数挟み込まれているもの
匂い及びべたつき	1 悪臭、香水等の匂いがとれないもの 2 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障があるもの
表紙の破損	1 保護フィルムの下を表紙又は本体まで破損しているもの 2 タバコ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついているもの
付録（印刷物）の紛失	紛失又は一部欠落により、付録として支障がある場合又は資料価値が著しく損なわれる場合
付録（CDデジタル資料）の紛失、破損	付録が利用できないことによって、資料本体を利用に供することが困難である場合
視聴覚資料の破損	1 ひびが入っている、割れている等の形状が元の状態でない場合 2 再生機器で再生できない状態になった場合
相互貸借資料の汚損、破損	借用した状態と異なるもの。この場合において、その判断は、当該資料を所蔵する館が行う。
その他	利用者の故意又は過失により利用に供することが明らかに困難と判断する場合

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

図書館資料事故届

近江八幡市教育委員会 宛

届出日 年 月 日

住所

氏名

利用カード番号

近江八幡市立図書館から借り受けました下記の図書館資料を 汚損 ・ 破
損 ・ 紛失しましたので、届け出ます。

記

資料名 出版社 定価

（事務処理欄）

弁償方法		弁償方法決定年月日等	担当者名
	☐ 現物弁償 ☐ 代替弁償	年 月 日	
	☐ 現金弁償	納付期限 年 月 日 (弁済額 円)	
弁償内容通知日	年 月 日		
☐ 弁償資料受取日 ☐ 弁償金受取日 (弁償完了)	年 月 日		
弁償完了資料返却処理	年 月 日		
弁償完了資料除籍処理	年 月 日		
弁償中備考消去	年 月 日		

備考 バーコード番号 分類

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

近江八幡市教育委員会

弁償通知書

年 月 日に届出がありました(資料名)
の 汚損 ・ 破損 ・ 紛失 に伴う損害の弁償について、下記のとおり通知します。

記

- 1 次の資料を納付ください。(現物 ・ 代納品)

現物の場合は、別紙明細のとおり

(現物が入手不能の場合、以下の代納品)

資料名 著者名 出版社

I S B N 定価 円

- 2 弁償金 円を納付ください。 納付期限 年 月 日
現金による弁償となった理由

- 3 資料の 汚損 ・ 破損 ・ 紛失 について、あなたの責めに帰することの
できない事由があると認めますので、弁償を免除いたします。

※1の場合、この通知書による通知の日から30日を経過、2の場合、弁償金納付期限を経過してもその損害の弁償に応じない場合、図書館の資料の貸出しを制限することがあります。

別記様式第3号（第3条関係）

弁償免除申請書

届出日 年 月 日

近江八幡市教育委員会 宛

氏名

利用カード番号

下記の理由により、近江八幡市立図書館所蔵資料の弁償につき免除を受けたいので申請します。

記

- 1 近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則第10条の規定により団体貸出登録をしている団体に貸出した場合における資料の汚損、破損又は紛失
()
- 2 天災、火災等による汚損、破損又は紛失
()
- 3 ビデオデッキ等による通常の使用時において、ビデオテープ等の汚損又は破損
()
- 4 盗難による紛失で、警察に盗難届を提出
()

※盗難届の受理番号：

別記様式第1号（第2条関係）

（令3教委告示18・全改）

別記様式第2号（第2条関係）

（令3教委告示18・一部改正）

別記様式第3号（第3条関係）

（令3教委告示18・一部改正）